

# 重要事項説明書

指定短期入所生活介護

ショート城里

ショート城里 重要事項説明書

1、事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な短期入所生活介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2、事業者の内容

(1) 提供できるサービスの地域

事業所名	ショート城里
指定番号	0873101851
所在地	茨城県東茨城郡城里町大字上坪 624-1
管理者の氏名	石川 智行
電話番号	029-297-3205
F A X 番号	029-297-3202
サービスを提供する地域	城里町

(2) 事業所の従事者体制

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	業務の一元的な管理	1名(兼務)
医師	健康管理及び療養上の指導	1名(非常勤)
生活相談員	生活相談及び指導	1名(兼務)
介護支援専門員	施設サービス計画の作成	1名(兼務)
介護職員	介護業務	4名以上(兼務)
看護職員	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	3名以上(兼務)
機能訓練指導員	身体機能の向上、健康維持のための指導	1名(兼務)
管理栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等	1名(兼務)

(3) 主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	勤務人数
医 師 ( 嘱 託 )	火曜・金曜 10:30～12:00	1人(非常勤)
介 護 職 員	早 番 7:00～16:00	1人以上
	遅 番 11:00～20:00	1人以上
	遅々番 13:00～22:00	1人(兼務)
	深夜勤 22:00～7:00	1人(兼務)

看護職員	日勤	9:00～18:00	1人以上(兼務)
機能訓練指導員	日勤	9:00～18:00	1人
生活相談員	日勤	9:00～18:00	1人以上(兼務)
介護支援専門員	日勤	9:00～18:00	1人以上(兼務)
事務職員	日勤	9:00～18:00	1人以上
管理栄養士	日勤	9:00～18:00	1人(兼務)

#### (4) 設備の概要

定員 10名

居室・設備の種類	室数	備考
多床室(4人部屋)	多床室(4人部屋) (10床)	多床室に食堂・談話 スペース・キッチン トイレ・浴室(個浴)
特 浴 室	1室	
医 務 室	1室	

### 3、サービスの内容

#### (1) 基本サービス

##### ①短期入所生活介護計画の立案

利用期間が4日間以上の場合、入所者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。その内容を入所者及びその家族に説明し同意を得ます。

短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を入所者に交付します。

##### ②食事

- ・食事は入所者の心身の状態、嗜好を考慮し提供します。
- ・医師の指示による食事の提供を行います。

##### ③入浴

週に2回～3回入浴していただけます。ただし、入所者の体調等により、回数減又は清拭となる場合があります。

##### ④介護

短期入所生活介護計画に沿った介護を行います。

- ・更衣、排泄、食事、口腔ケア、入浴等の介助
- ・体位変換、シーツ交換、事業所内の移動の付き添い等

##### ⑤機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

##### ⑥生活相談

生活相談員をはじめ従業員が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

#### ⑦健康管理

入所中の医療機関の受診は、基本的にご家族に対応いただきます。ただし、入所開始後必要に応じ、健康状態を把握するため、嘱託医へ外来し受診する場合がございます。

#### (2) その他のサービス

##### ①理美容

毎月、理美容の機会を設けておりますので、入所期間中に行われる場合で、ご希望の方は申し出てください。(料金は理美容事業者へ直接お支払いいただきます。)

##### ②所持品の管理

保管できるスペースに限りがございますので、事前のご連絡をお願いいたします。

##### ③レクリエーション

年間を通して事業所内外の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかる場合がございます。(利用期間中に行われる場合)

#### 4、利用料金

(1) サービス利用料金と入所者負担金(自己負担額。以下、サービス利用料金と併せて「料金」または「料金表」という。)

① 料金表は、「別表」のとおりです。

「別表」の料金表によって、入所者の要介護度等に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(サービス利用料金は、入所者の要介護度及び被保険者段階に応じて異なります。)

② 入所者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から支払われます。(償還払い)

③ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入所者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額が入所者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

##### ① 居住費

多床室(4人部屋) 1床 ※「別表」のとおり

##### ② 食費

当施設では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びに身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供いたします。利用料金は、「別表」のとおりです。

また、入所者のご希望に基づいて特別な食事も提供いたします。料金は「別表」のとおりです。

③ 理髪・美容とその利用料金

理美容サービスをご利用いただけます。

ご利用料金は、「別表」のとおりです。

(料金は業者に直接支払いとなります)

④ 貴重品の管理とその料金

ご希望の方には契約により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

管理する金銭の形態	施設の指定する金融機関に預け入れている預金
お預かりするもの	上記預貯金通帳と金融機関への届け出た印鑑、有価証券、年金証書
保管管理者	施設長 石川 智行
出納方法	<p>手続きの概要は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合は、備え付けの届出書を保管、管理者へ提出していただきます。</li> <li>・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の受け入れ及び引き出しを行います。</li> <li>・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。</li> </ul>
利用料金	「別表」のとおりです。

⑤ レクリエーション、クラブ活動

希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：通常の活動を超えて希望した場合及び外出行事の食事代等については、実費をいただきます。「別表」のとおりです。以下「⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩」いずれも同様です。

⑥ 複写物の交付

サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。

⑦ 日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等は、日常生活に要する費用で入所者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

⑧ 入所者の移送に係る費用 ※「別表」のとおり

指定協力医療機関以外の通院、買い物、外出泊等の際の移送を行います。

城里町内または城里町外

⑨ 買い物等の代行 ※「別表」のとおり

日用品等の購入代行です。

⑩ 持込等による専用の電気製品とその利用料金（電気使用料） ※「別表」のとおり

テレビ・電気毛布、またはその他の電気製品をご使用になれます。

#### （４）利用料金の支払い方法

前記（１）（２）の料金・費用は、原則、口座振替による支払いをよろしくお願いいたします。やむを得ない場合のみ翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払ください。（１ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア、 窓口での現金支払い

イ、 自動口座引き落としによる支払い

#### ５、サービス利用に当たっての留意事項

①入所者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。

②入所者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業員に声をかけてください。

③事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、必ず従業員に声をかけてください。

#### ６、非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年３回以上入所者及び従業者等の訓練を行います。

#### ７、緊急時の対応

サービス提供時に入所者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

#### ８、事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

#### ９、守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た入所者又は家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

## 10、入所者の尊厳

入所者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

## 11、身体拘束の禁止

原則として、入所者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に入所者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

## 12、苦情相談窓口、

※サービスに関する相談や苦情については、次の専用窓口で対応します。

ご利用相談室	苦情解決責任者	石川 智行	(施設長)
	窓口担当者	助川 栄朗	(生活相談員)

ご利用時間 9時00分～18時00分

ご利用方法 電話 029-297-3205

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

### ○城里町役場介護保険担当課

茨城県東茨城郡城里町石塚 1428-25

電話 029-288-3111 FAX029-288-3113

受付時間 8時30分～17時15分(土日、祝日を除く)

### ○国民健康保険団体連合会

茨城県水戸市笠原町 978-26 茨城県市町村会館内

電話 029-301-1565 FAX029-301-1579

受付時間 9時00分～17時00分(土日、祝日を除く)

### ○茨城県社会福祉協議会

茨城県水戸市千波町 1918

電話 029-241-1133 FAX029-241-1431

受付時間 8時30分～17時00分(土日、祝日を除く)

### ※苦情処理第三者委員

氏名 矢野倉 直 役職 元福祉施設職員

電話 029-251-2763

氏名 佐久間 公明 役職 法人監事  
電話 029-292-2225

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

### 1 3、協力医療機関等

施設では、下記の医療機関（や歯科診療所）に協力をいただき、入所者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

#### < 嘱託医 >

- ・ 名称 医療法人鳳香会 五軒町クリニック  
医師 竹中 能文
- ・ 住所 茨城県水戸市五軒町 2-1-10  
レーベンハイム五軒町レジデンス 102 号

#### < 協力医療機関 >

- ・ 名称 KKR 国家公務員共済組合連合会 水府病院
- ・ 住所 茨城県水戸市赤塚 1 丁目 1 番地
  
- ・ 名称 医療法人社団 誠芳会 石本病院
- ・ 住所 茨城県笠間市石井 2 0 4 7
  
- ・ 名称 医療法人 鳳香会 東前病院
- ・ 住所 茨城県水戸市東前 2 丁目 2 8 番地
  
- ・ 名称 医療法人 緑生会 水戸エンゼル歯科クリニック
- ・ 住所 茨城県水戸市見和 2 丁目 2 5 3 - 9

#### ◇ 緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」に記入いただいた連絡先に連絡します。

### 1 4、損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご入所者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご入所者様に故意又は過失が認められた場合には、ご入所者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。



15、第三者評価について

提供するサービスの第三者評価の実施状況について

第三者による評価 の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり      2 なし
	2 なし		

年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの開始に当り、入所者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 茨城県東茨城郡城里町大字上坪 624-1

事業所名 ショート城里  
( 指定番号 0873101851 )

管理者名 石川 智行 印

説明者 印

年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定短期入所生活介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<入所者>

住所

氏名 印

<入所者代理人（選任した場合）>

住所

氏名 印（続柄 ）

# 重要事項説明書

指定介護予防短期入所生活介護

ショート城里

ショート城里（介護予防） 重要事項説明書

1、事業の目的と運営方針

要支援状態にある方に対し、適正な介護予防短期入所生活介護を提供することにより要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2、事業者の内容

(1) 提供できるサービスの地域

事業所名	介護予防短期入所生活介護 ショート城里
指定番号	0873101851
所在地	茨城県東茨城郡城里町大字上坪 624-1
管理者の氏名	石川 智行
電話番号	029-297-3205
FAX番号	029-297-3202
サービスを提供する地域	城里町

(2) 事業所の従事者体制

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	業務の一元的な管理	1名（兼務）
医師	健康管理及び療養上の指導	1名（非常勤）
生活相談員	生活相談及び指導	1名（兼務）
介護支援専門員	施設サービス計画の作成	1名（兼務）
介護職員	介護業務	4名以上（兼務）
看護職員	心身の健康管理、口腔衛生と機能の チェック及び指導、保健衛生管理	3名以上 （兼務）
機能訓練指導員	身体機能の向上、健康維持のための指導	1名（兼務）
管理栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等	1名（兼務）

(3) 主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	勤務人数
医 師（嘱託）	火曜・金曜 10：30～12：00	1人（非常勤）
介 護 職 員	早 番 7：00～16：00	1人以上
	遅 番 11：00～20：00	1人以上
	遅々番 13：00～22：00	1人（兼務）
	深夜勤 22：00～ 7：00	1人（兼務）
看 護 職 員	日 勤 9：00～18：00	1人以上（兼務）

機能訓練指導員	日 勤	9：00～18：00	1人
生活相談員	日 勤	9：00～18：00	1人以上（兼務）
介護支援専門員	日 勤	9：00～18：00	1人以上（兼務）
事務職員	日 勤	9：00～18：00	1人以上
管理栄養士	日 勤	9：00～18：00	1人（兼務）

#### （４）設備の概要

定員 10名

居室・設備の種類	室 数	備 考
多床室（4人部屋）	多床室（4人部屋） （10床）	多床室に食堂・談話 スペース・キッチン トイレ・浴室（個浴）
特 浴 室	1室	
医 務 室	1室	

### 3、サービスの内容

#### （1）基本サービス

##### ①介護予防短期入所生活介護計画の立案

利用期間が4日間以上の場合、入所者の日常生活全般の状況を踏まえて、介護予防短期入所生活介護計画を作成します。その内容を入所者及びその家族に説明し同意を得ます。

介護予防短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を入所者に交付します。

##### ②食事

- ・食事は入所者の心身の状態、嗜好を考慮し提供します。
- ・医師の指示による食事の提供を行います。

##### ③入浴

週に2回～3回入浴していただけます。ただし、入所者の体調等により、回数減又は清拭となる場合があります。

##### ④介護

介護予防短期入所生活介護計画に沿った介護を行います。

- ・更衣、排泄、食事、口腔ケア、入浴等の介助
- ・体位変換、シーツ交換、事業所内の移動の付き添い等

##### ⑤機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

##### ⑥生活相談

生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関する事等の相談に応じます。

##### ⑦健康管理

入所中の医療機関の受診は、基本的にご家族に対応いただきます。ただし、入所開始後必要に応じ、健康状態を把握するため、嘱託医へ外来し受診する場合がございます。

## (2) その他のサービス

### ①理美容

毎月、理美容の機会を設けておりますので、入所期間中に行われる場合で、ご希望の方は申し出てください。(料金は理美容事業者へ直接お支払いいただきます。)

### ②所持品の管理

保管できるスペースに限りがございますので、事前のご連絡をお願いいたします。

### ③レクリエーション

年間を通して事業所内外の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかる場合がございます。(利用期間中に行われる場合)

## 4、利用料金

(1) サービス利用料金と入所者負担金(自己負担額。以下、サービス利用料金と併せて「料金」または「料金表」という。)

### ① 料金表は、「別表」のとおりです。

「別表」の料金表によって、入所者の要介護度等に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(サービス利用料金は、入所者の要介護度及び被保険者段階に応じて異なります。)

② 入所者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から支払われます。(償還払い)

③ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入所者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額が入所者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

### ① 居住費

多床室(4人部屋) 1床 ※「別表」のとおり

### ② 食費

当施設では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びに身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供いたします。利用料金は、「別表」のとおりです。

また、入所者のご希望に基づいて特別な食事も提供いたします。料金は「別表」のとおりです。

### ③ 理髪・美容とその利用料金

理美容サービスをご利用いただけます。

ご利用料金は、「別表」のとおりです。

(料金は業者に直接支払いとなります)

④ 貴重品の管理とその料金

ご希望の方には契約により、貴重品管理サービスをご利用いただきます。詳細は、以下の通りです。

管理する金銭の形態	施設の指定する金融機関に預け入れている預金
お預かりするもの	上記預貯金通帳と金融機関への届け出た印鑑、有価証券、年金証書
保管管理者	施設長 石川 智行
出納方法	手続きの概要は以下の通りです。 ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合は、備え付けの届出書を保管、管理者へ提出していただきます。 ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の受け入れ及び引き出しを行います。 ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。
利用料金	「別表」のとおりです。

⑤ レクリエーション、クラブ活動

希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：通常の活動を超えて希望した場合及び外出行事の食事代等については、実費をいただきます。「別表」のとおりです。以下「⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩」いずれも同様です。

⑥ 複写物の交付

サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。

⑦ 日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等は、日常生活に要する費用で入所者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

⑧ 入所者の移送に係る費用 ※「別表」のとおり

指定協力医療機関以外の通院、買い物、外出泊等の際の移送を行います。

城里町内または城里町外

⑨ 買い物等の代行 ※「別表」のとおり

日用品等の購入代行です。

⑩ 持込等による専用の電気製品とその利用料金（電気使用料） ※「別表」のとおり

テレビ・電気毛布、またはその他の電気製品をご使用になれます。

#### (4) 利用料金の支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は、原則、口座振替による支払いをよろしくお願いいたします。やむを得ない場合のみ翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- ア、                窓口での現金支払い
- イ、                自動口座引き落としによる支払い

#### 5、サービス利用に当たっての留意事項

- ①入所者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。
- ②入所者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業員に声をかけてください。
- ③事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、必ず従業員に声をかけてください。

#### 6、非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年3回以上入所者及び従業者等の訓練を行います。

#### 7、緊急時の対応

サービス提供時に入所者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

#### 8、事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

#### 9、守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た入所者又は家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

#### 10、入所者の尊厳

入所者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。



## 1 1、身体拘束の禁止

原則として、入所者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に入所者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

## 1 2、苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の専用窓口で対応します。

ご利用相談室	苦情解決責任者	石川 智行	(施設長)
	窓口担当者	助川 栄朗	(生活相談員)

ご利用時間 9時00分～18時00分

ご利用方法 電話 029-297-3205

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

### ○城里町役場介護保険担当課

茨城県東茨城郡城里町石塚 1428-25

電話 029-288-3111

FAX029-288-3113

受付時間 8時30分～17時15分（土日、祝日を除く）

### ○国民健康保険団体連合会

茨城県水戸市笠原町 978-26 茨城県市町村会館内

電話 029-301-1565 FAX029-301-1579

受付時間 9時00分～17時00分（土日、祝日を除く）

### ○茨城県社会福祉協議会

茨城県水戸市千波町 1918

電話 029-241-1133 FAX029-241-1431

受付時間 8時30分～17時00分（土日、祝日を除く）

### ※苦情処理第三者委員

氏名 矢野倉 直 役職 元福祉施設職員

電話 029-251-2763

氏名 佐久間 公明 役職 法人監事

電話 029-292-2225

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

### 1 3、協力医療機関等

施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、入所者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

#### <嘱託医>

- ・名称 医療法人鳳香会 五軒町クリニック 医師 竹中 能文
- ・住所 茨城県水戸市五軒町 2-1-10 レーベンハイム五軒町レジデンス 102 号

#### <協力医療機関>

- ・名称 KKR 国家公務員共済組合連合会 水府病院
- ・住所 茨城県水戸市赤塚 1 丁目 1 番地
  
- ・名称 医療法人社団 誠芳会 石本病院
- ・住所 茨城県笠間市石井 2 0 4 7
  
- ・名称 医療法人 鳳香会 東前病院
- ・住所 茨城県水戸市東前 2 丁目 2 8 番地
  
- ・名称 医療法人 緑生会 水戸エンゼル歯科クリニック
- ・住所 茨城県水戸市見和 2 丁目 2 5 3 - 9

#### ◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」に記入いただいた連絡先に連絡します。

### 1 4、損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご入所者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご入所者様に故意又は過失が認められた場合には、ご入所者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

15、第三者評価について

提供するサービスの第三者評価の実施状況について

第三者による評価 の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり      2 なし
	2 なし		

年 月 日

指定介護予防短期入所生活介護サービスの開始に当り、入所者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 茨城県東茨城郡城里町大字上坪 624-1

事業所名 ショート城里  
( 指定番号 0873101851 )

管理者名 石川 智行 印

説明者 印

年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定介護予防短期入所生活介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<入所者>

住所

氏名 印

<入所者代理人（選任した場合）>

住所

氏名 印（続柄 ）

# 重要事項説明書

指定短期入所生活介護

ショート城里

ショート城里 重要事項説明書

1、事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な短期入所生活介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2、事業者の内容

(1) 提供できるサービスの地域

事業所名 ショート城里  
 指定番号 0873101851  
 所在地 茨城県東茨城郡城里町大字上坪 624-1  
 管理者の氏名 石川 智行  
 電話番号 029-297-3205  
 F A X 番号 029-297-3202  
 サービスを提供する地域 城里町

(2) 事業所の従事者体制

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	業務の一元的な管理	1名(兼務)
医師	健康管理及び療養上の指導	1名(非常勤)
生活相談員	生活相談及び指導	1名(兼務)
介護支援専門員	施設サービス計画の作成	1名(兼務)
介護職員	介護業務	4名以上(兼務)
看護職員	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	3名以上(兼務)
機能訓練指導員	身体機能の向上、健康維持のための指導	1名(兼務)
管理栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等	1名(兼務)

(3) 主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	勤務人数
医 師 ( 嘱 託 )	火曜・金曜 10:30～12:00	1人(非常勤)
介 護 職 員	早 番 7:00～16:00	1人以上
	遅 番 11:00～20:00	1人以上
	遅々番 13:00～22:00	1人(兼務)
	深夜勤 22:00～7:00	1人(兼務)

看護職員	日勤	9:00～18:00	1人以上(兼務)
機能訓練指導員	日勤	9:00～18:00	1人
生活相談員	日勤	9:00～18:00	1人以上(兼務)
介護支援専門員	日勤	9:00～18:00	1人以上(兼務)
事務職員	日勤	9:00～18:00	1人以上
管理栄養士	日勤	9:00～18:00	1人(兼務)

#### (4) 設備の概要

定員 10名

居室・設備の種類	室数	備考
多床室(4人部屋)	多床室(4人部屋) (10床)	多床室に食堂・談話 スペース・キッチン トイレ・浴室(個浴)
特 浴 室	1室	
医 務 室	1室	

### 3、サービスの内容

#### (1) 基本サービス

##### ①短期入所生活介護計画の立案

利用期間が4日間以上の場合、入所者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。その内容を入所者及びその家族に説明し同意を得ます。

短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を入所者に交付します。

##### ②食事

- ・食事は入所者の心身の状態、嗜好を考慮し提供します。
- ・医師の指示による食事の提供を行います。

##### ③入浴

週に2回～3回入浴していただけます。ただし、入所者の体調等により、回数減又は清拭となる場合があります。

##### ④介護

短期入所生活介護計画に沿った介護を行います。

- ・更衣、排泄、食事、口腔ケア、入浴等の介助
- ・体位変換、シーツ交換、事業所内の移動の付き添い等

##### ⑤機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

##### ⑥生活相談

生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

#### ⑦健康管理

入所中の医療機関の受診は、基本的にご家族に対応いただきます。ただし、入所開始後必要に応じ、健康状態を把握するため、嘱託医へ外来し受診する場合がございます。

#### (2) その他のサービス

##### ①理美容

毎月、理美容の機会を設けておりますので、入所期間中に行われる場合で、ご希望の方は申し出てください。(料金は理美容事業者へ直接お支払いいただきます。)

##### ②所持品の管理

保管できるスペースに限りがございますので、事前のご連絡をお願いいたします。

##### ③レクリエーション

年間を通して事業所内外の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかる場合がございます。(利用期間中に行われる場合)

#### 4、利用料金

##### (1) サービス利用料金と入所者負担金(自己負担額。以下、サービス利用料金と併せて「料金」または「料金表」という。)

###### ① 料金表は、「別表」のとおりです。

「別表」の料金表によって、入所者の要介護度等に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(サービス利用料金は、入所者の要介護度及び被保険者段階に応じて異なります。)

###### ② 入所者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から支払われます。(償還払い)

###### ③ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入所者の負担額を変更します。

##### (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額が入所者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

###### ① 居住費

多床室(4人部屋) 1床 ※「別表」のとおり

###### ② 食費

当施設では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びに身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供いたします。利用料金は、「別表」のとおりです。



また、入所者のご希望に基づいて特別な食事も提供いたします。料金は「別表」のとおりです。

③ 理髪・美容とその利用料金

理美容サービスをご利用いただけます。

ご利用料金は、「別表」のとおりです。

(料金は業者に直接支払いとなります)

④ 貴重品の管理とその料金

ご希望の方には契約により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

管理する金銭の形態	施設の指定する金融機関に預け入れている預金
お預かりするもの	上記預貯金通帳と金融機関への届け出た印鑑、有価証券、年金証書
保管管理者	施設長 石川 智行
出納方法	<p>手続きの概要は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合は、備え付けの届出書を保管、管理者へ提出していただきます。</li> <li>・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の受け入れ及び引き出しを行います。</li> <li>・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。</li> </ul>
利用料金	「別表」のとおりです。

⑤ レクリエーション、クラブ活動

希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：通常の活動を超えて希望した場合及び外出行事の食事代等については、実費をいただきます。「別表」のとおりです。以下「⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩」いずれも同様です。

⑥ 複写物の交付

サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。

⑦ 日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等は、日常生活に要する費用で入所者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

⑧ 入所者の移送に係る費用 ※「別表」のとおり

指定協力医療機関以外の通院、買い物、外出泊等の際の移送を行います。

城里町内または城里町外

⑨ 買い物等の代行 ※「別表」のとおり

日用品等の購入代行です。

⑩ 持込等による専用の電気製品とその利用料金（電気使用料） ※「別表」のとおり

テレビ・電気毛布、またはその他の電気製品をご使用になれます。

#### （４）利用料金の支払い方法

前記（１）（２）の料金・費用は、原則、口座振替による支払いをよろしくお願いいたします。やむを得ない場合のみ翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払ください。（１ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア、 窓口での現金支払い

イ、 自動口座引き落としによる支払い

#### ５、サービス利用に当たっての留意事項

①入所者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。

②入所者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業員に声をかけてください。

③事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、必ず従業員に声をかけてください。

#### ６、非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年３回以上入所者及び従業者等の訓練を行います。

#### ７、緊急時の対応

サービス提供時に入所者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

#### ８、事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

#### ９、守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た入所者又は家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

## 10、入所者の尊厳

入所者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

## 11、身体拘束の禁止

原則として、入所者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に入所者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

## 12、苦情相談窓口、

※サービスに関する相談や苦情については、次の専用窓口で対応します。

ご利用相談室	苦情解決責任者	石川 智行	(施設長)
	窓口担当者	助川 栄朗	(生活相談員)

ご利用時間 9時00分～18時00分

ご利用方法 電話 029-297-3205

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

### ○城里町役場介護保険担当課

茨城県東茨城郡城里町石塚 1428-25

電話 029-288-3111 FAX029-288-3113

受付時間 8時30分～17時15分(土日、祝日を除く)

### ○国民健康保険団体連合会

茨城県水戸市笠原町 978-26 茨城県市町村会館内

電話 029-301-1565 FAX029-301-1579

受付時間 9時00分～17時00分(土日、祝日を除く)

### ○茨城県社会福祉協議会

茨城県水戸市千波町 1918

電話 029-241-1133 FAX029-241-1431

受付時間 8時30分～17時00分(土日、祝日を除く)

### ※苦情処理第三者委員

氏名 矢野倉 直 役職 元福祉施設職員

電話 029-251-2763

氏名 佐久間 公明 役職 法人監事  
電話 029-292-2225

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

### 1 3、協力医療機関等

施設では、下記の医療機関（や歯科診療所）に協力をいただき、入所者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

#### < 嘱託医 >

- ・ 名称 医療法人鳳香会 五軒町クリニック  
医師 竹中 能文
- ・ 住所 茨城県水戸市五軒町 2-1-10  
レーベンハイム五軒町レジデンス 102 号

#### < 協力医療機関 >

- ・ 名称 KKR 国家公務員共済組合連合会 水府病院
- ・ 住所 茨城県水戸市赤塚 1 丁目 1 番地
  
- ・ 名称 医療法人社団 誠芳会 石本病院
- ・ 住所 茨城県笠間市石井 2 0 4 7
  
- ・ 名称 医療法人 鳳香会 東前病院
- ・ 住所 茨城県水戸市東前 2 丁目 2 8 番地
  
- ・ 名称 医療法人 緑生会 水戸エンゼル歯科クリニック
- ・ 住所 茨城県水戸市見和 2 丁目 2 5 3 - 9

#### ◇ 緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」に記入いただいた連絡先に連絡します。

### 1 4、損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご入所者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご入所者様に故意又は過失が認められた場合には、ご入所者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

15、第三者評価について

提供するサービスの第三者評価の実施状況について

第三者による評価 の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり      2 なし
	2 なし		

年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの開始に当り、入所者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 茨城県東茨城郡城里町大字上坪 624-1

事業所名 ショート城里  
( 指定番号 0873101851 )

管理者名 石川 智行 印

説明者 印

年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定短期入所生活介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<入所者>

住所

氏名 印

<入所者代理人（選任した場合）>

住所

氏名 印（続柄 ）